

川崎市病院局規程第8号

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程（平成17年川崎市病院局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号テに次のように加える。

（ウ）時間を単位としたもの

時ボ休

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規程を制定するものである。